



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年4月19日金曜日 第1349号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（吉海町）.....	509
字の区域の変更（ " ）.....	509
救急病院の協力申出.....	509
救急病院の撤回.....	509
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....	509
土地改良区の定款変更の認可.....	510
愛媛県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更.....	510
卸売業務の許可の内容の変更.....	510
保安林の指定の解除（3件）.....	510
解除予定保安林（2件）.....	510
道路の区域変更（一般国道379号）.....	511

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 511

公安委員会告示

型式の検定に係る遊技機の告示..... 511

雑 報

裁決手続開始の決定の公告..... 512

任 免 辞 令

定年退職.....	513
吉崎賢介外.....	513
公営企業任免辞令定年退職.....	519
公営企業任免辞令（2件）.....	519

告 示

○愛媛県告示第841号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉海町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉海町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
吉海町大字棕名583から585まで、601から604まで、616の1、617、618、620、629、629の2、630から632まで、643、644の1、644の2、645、796から798まで、801、802の1、802の2、803から805まで、808、809、812、852、853、857から859まで、859の2、860、865の1、900、901の2及び901の3の地先	4,034.94

○愛媛県告示第842号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉海町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届

出があった。

平成14年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
大字棕名	吉海町大字棕名583から585まで、601から604まで、616の1、617、618、620、629、629の2、630から632まで、643、644の1、644の2、645、796から798まで、801、802の1、802の2、803から805まで、808、809、812、852、853、857から859まで、859の2、860、865の1、900、901の2及び901の3の地先	公有水面埋立地	4,034.94

○愛媛県告示第843号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成14年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小路甲217番地	吉 田 町	平成17年4月8日まで

○愛媛県告示第844号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成14年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
水島外科病院	今治市北日吉町一丁目7番43号	水 島 正 俊

○愛媛県告示第845号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年4月19日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗 の名称	大規模小売店舗 の所在地	法第8条第1項の規定により市町村 から聴取した意見の概要
マルヨシセンタ ー椿店	松山市古川北四 丁目513番地1	ごみの減量化及びリサイクルの推進 に努めること。
マルヨシセンタ ー余戸店	松山市余戸東一 丁目89番地1	

○愛媛県告示第 846 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定
により、道後平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年 4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 847 号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平
成11年法律第 110 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、愛媛県
における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を次
のとおり変更した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及
び各地域農業改良普及センターに備え置いて縦覧に供する。

）

平成14年 4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 848 号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第 1 項の規定による地方卸売市場における卸売の業務の許可の内容に変更を生じ
たので、次のとおり公示する。

平成14年 4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	卸売業者の所在地及び名称		変更理由
		変更前	変更後	
青果第17号	昭和48年 2月10日	松山市千舟町八丁目128番地 1 えひめ中央農業協同組合	北条市善応寺甲1275番地 有限会社 北條青果	営業の譲渡し及び譲受け

○愛媛県告示第 849 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定
により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
喜多郡長浜町大字出海丁 457 の13
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

平成14年 4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字増穂丁 598 の 188、丁 598 の 190
、丁 598 の 192
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字増穂丁 598 の 189
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 850 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定
により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
喜多郡長浜町大字出海丙44の13から丙44の15まで、丙44
の17、丙44の18
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 852 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26
年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成14年 4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
松山市泊町甲 462 の 209（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び松山市
役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 851 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定
により、次のように保安林の指定を解除する。

○愛媛県告示第 853 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成14年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

越智郡大三島町大字宮浦6813の 2、6936の 2、6936の 3、6937の 2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

用水路用地とするため

○愛媛県告示第 854 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	上浮穴郡小田町大字吉野川2147番から 同大字2152番4地先まで (ただし、関係図面に示すとおり)	旧	メートル 68.0~95.0	キロメートル 0.110	
			新	68.0~95.0	0.110	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年4月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申 請 年 月 日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年4月8日	特定非営利活動法人 ライフ・デザインセンターえ ひめ	名 田 隆 司	松山市三番町五丁目 2 番地 3	この法人は、高齢者、障害者とその家族、関係者（以下高齢者等と言う）及び地域社会に対して、福祉の充実・仕事・生きがい活動を柱として、いきいきとした地域生活の場の提供に関する事業を行い、人間の没前後にかかわる問題を積極的にサポートすることで、高齢者等の幸福な人生の創造に寄与することを目的とする。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第 9 号

次の遊技機の型式は、技術上の規格に適合していると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公示する。

平成14年4月19日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

遊技機 の種類	遊技機 の区分	型 式 の 名 称	製 造 業 者 名	申 請 者		検定 番号	検定の有 効期間
				氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
ぱちんこ 遊技機	第 1 種	CRドクターラボ R X	株式会社エース電研	株 式 会 社 エ ー ス 電 研 (武本 孝俊)	東京都台東区東上野三丁目12番9号	6033	愛媛県公安委員会告示の日 から3年間
	"	CRスーパーラスカル 2	タイヨーエリック株式会社	タイヨーエリック株式会社 (濱岡 洋平)	愛知県名古屋市区見寄町12番地	6034	
	第 3 種	CRダンスタイム	株式会社ソフィア	株 式 会 社 ソ フ ィ ア (井置 定男)	群馬県桐生市境野町七丁目20番地	6035	
	第 2 種	ビッグシューターV	株式会社平和	株 式 会 社 平 和 (中島 潤)	群馬県桐生市広沢町二丁目30番地の8	6036	
	"	CR・ビッグシューター K	"	"	"	6037	

	第1種	チキチキマシンV	"	"	"	6038
	"	CRフィーバーパチリ ーグSP	株式会社三共	株 式 会 社 三 共 (毒 島 秀 行)	群馬県桐生市境野町六丁目46 0番地	6043
	"	CRフィーバーパチリ ーグSX	"	"	"	6044
	"	CRフィーバーパチリ ーグGP	"	"	"	6045
	"	フィーバーバイキング DX	"	"	"	6046
	"	CR新春一番	株式会社ソフィア	株 式 会 社 ソ フ ィ ア (井 置 定 男)	群馬県桐生市境野町七丁目20 1番地	6048
回胴式遊 技機	回胴式	ドリームセブンSP	高砂電器産業株式 会社	高 砂 電 器 産 業 株 式 会 社 (石 井 治 夫)	大阪府大阪市中央区南船場二 丁目 9 番 14 号	6039
	"	ドリームセブンアルフ ァX	"	"	"	6040
	"	ウインクルR	"	"	"	6041
	"	ドリームセブンアルフ ァ	"	"	"	6042
	"	インゴット	株式会社バルテック	株 式 会 社 バ ル テ ッ ク (中 野 純 弘)	大阪府大阪市北区本庄東一丁 目 1 番 10 号	6047
	"	マリリン	アイジーティー ジャパン株式会社	アイジーティー ジャパン株式会社 (ス コ ッ ト ・ ウ ィ ン ゼ ラ ー)	東京都港区愛宕一丁目 3 番 4 号	6049
	"	ジャングルジェーン	株式会社第一藤工 業	株 式 会 社 第 一 藤 工 業 (松 元 邦 夫)	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字 下平 6 番 地	6050
	"	スピニングインフェル ノ	"	"	"	6051

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成14年4月9日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年4月19日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

県道内子河辺野村線改築工事（愛媛県喜多郡内子町大字内子地内）及びこれに伴う町道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権利の表示 受付年月日 受付番号	種 類	関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積						
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しよう とする土地の実測(㎡)				
収 用	愛媛県喜 多郡内子 町内子	265番	宅 地	畑	253 25	253 25	91 59	愛媛県喜多郡内子町内子1007番地 玉木 貴雄			
使 用	愛媛県喜 多郡内子 町内子	265番	宅 地	畑	253 25	253 25	14 92	愛媛県喜多郡内子町内子1007番地 玉木 貴雄			

任 免 辞 令

○定年退職

平成14年3月31日定年退職

愛媛県事務吏員 小 山 正
 同 壺 内 紘 光
 同 武 智 忠 彦
 同 和 田 基 之
 同 野 本 政 一
 同 白 石 捷 平
 同 小 川 清
 同 菅 邦 雄
 同 稲 葉 栄 生
 同 上 場 勝 一
 同 藤 本 孝 男
 同 森 直 彦
 同 阿 部 寿 朗
 同 喜 安 長 徳
 同 高須賀 忍
 同 木 原 偉 和 雄
 同 下 岡 秀 光
 同 池 田 仁 三
 同 濱 上 俊 雄
 同 川 上 孝 憲
 同 戒 能 治 機
 同 高 橋 幸 一
 同 鈴 本 英 紀
 同 河 村 章
 同 濱 本 眞 澄
 同 山 下 亮
 同 清 水 敏 郎
 同 冲 幸 三
 同 仙 波 英 明
 同 越 智 登 志 雄
 同 菅 敏 光
 同 石 川 通 博
 同 今 井 満 子
 同 橋 詰 眞 美 子
 同 松 本 政 城 子
 同 是 澤 靖 子
 同 宇 佐 総 一
 愛媛県技術吏員 黒 田 一 郎
 同 宮 脇 敏 光
 同 白 石 隆 俊
 同 岡 本 孝 弘
 同 松 浦 充 伸
 同 篠 崎 詢 光
 同 白 石 明 巨
 同 尾 崎 野 宏
 同 熊 野 忍
 同 別 宮 岩 義
 同 高須賀 泰

同 本 田 英 志 郎
 同 山 路 光 彦
 同 二 宮 昌 徳
 同 池 田 昭 雄
 同 鷓久森 善 里
 同 井 原 幸 夫
 同 古 林 勝 也
 同 向 井 俊 吉
 同 坪 内 正 勝
 同 逸 見 享
 同 垣 内 紘 一
 同 加 藤 和 正
 同 冲 永 照 彦
 同 藤 田 博 文
 同 長 田 久 志
 同 小笠原 昭
 同 渡 辺 淳
 同 梅 田 敏 一
 同 高 橋 典 正
 同 角 田 淳
 同 坂 本 公 興
 同 井 上 尊 統
 同 西 蔭 隆 三 郎
 同 上 谷 健 一 郎
 同 岸 田 邦 彦
 同 長 井 英 治
 同 大 政 與 志 郎
 同 和 田 眞 一
 同 未 光 浩 一
 技術主任 渡 部 清
 同 宇 和 川 仁 也
 同 村 上 慶 子
 同 中 里 鶴 代
 技能主任 水 野 文 彦
 主任業務員 豊 田 一 二 三

○任 免 辞 令

3月31日

愛媛県事務吏員 吉 崎 賢 介
 愛媛県技術吏員 神 光 一 郎
 同 中 野 正 和

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

(各通)

愛媛県事務吏員 松 本 裕
 同 井 上 典 子
 同 吉 崎 史 美
 同 岡 愛
 愛媛県技術吏員 渡 部 寧 猛
 同 堀 田 治 仁
 同 徳 本 ル リ コ
 同 浅 野 修
 同 屋 宮 康 紀

同	赤 澤 啓 史	愛媛県公立学校助手に任命する	
同	佐 藤 千 穂	愛媛県立医療技術短期大学助手を命ずる	
同	小 林 由 和		小笠原 昭
同	木 下 恵 里	愛媛県技術吏員に再任用する	
同	中 村 美 佐	行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる	
同	若 原 繁 樹	任期は平成15年 3 月31日までとする	
同	佃 勝 美	主任技師を命ずる	
同	田 端 克 俊	松山地方局勤務を命ずる	
愛媛県公立学校教員	久 坂 ヤス子		渡 部 清
同	野 本 百合子	主任技術員 (自動車運転、週32時間勤務) に再任用する	
愛媛県公立学校助手	岡 田 範 子	任期は平成15年 3 月31日までとする	
同	遠 山 尚 子	松山地方局勤務を命ずる	
願により本職を免ずる (各通)			和 田 貢
主任業務員	藤 田 紀 雄	愛媛県技術吏員に再任用する	
同	福 楸 峯 子	研究職 1 級 (週32時間勤務) を命ずる	
同	上 谷 智佐子	任期は平成15年 3 月31日までとする	
願により職務を解く (各通)		主任技師を命ずる	
4月 1 日		養鶏試験場勤務を命ずる	
	金 谷 裕 弘		橋 詰 真美子
愛媛県事務吏員に任命する		愛媛県事務吏員に再任用する	
行政職11級を命ずる		行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる	
総務部長を命ずる		任期は平成15年 3 月31日までとする	
	梅 木 要	主任主事を命ずる	
愛媛県事務吏員に任命する		松山地方局勤務を命ずる	
行政職10級を命ずる			松 本 政 城
土木部次長を命ずる			
	河 野 圭 介	愛媛県事務吏員に再任用する	
愛媛県事務吏員に任命する		行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる	
行政職 5 級を命ずる		任期は平成15年 3 月31日までとする	
出納事務局会計課担当係長を命ずる		主任主事を命ずる	
	兵 頭 靖 子	農業試験場勤務を命ずる	
愛媛県技術吏員に任命する			石 川 通 博
行政職 6 級を命ずる		愛媛県事務吏員に再任用する	
専門員を命ずる		行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる	
健康増進センター検査指導課運動指導係長を命ずる		任期は平成15年 3 月31日までとする	
	田 中 浩 二	主任主事を命ずる	
愛媛県技術吏員に任命する		松山地方局勤務を命ずる	
行政職 5 級を命ずる			宇 佐 総 一
主任を命ずる		愛媛県事務吏員に再任用する	
土木部道路都市局都市計画課勤務を命ずる		行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる	
	戒 能 徳 樹	任期は平成15年 3 月31日までとする	
愛媛県技術吏員に任命する		主任主事を命ずる	
医療職 (一) 1 級を命ずる		宇和島地方局勤務を命ずる	
技師を命ずる			川 本 太 圓
精神保健福祉センター勤務を命ずる		愛媛県事務吏員に再任用する	
	浅 海 浩 二	行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる	
愛媛県技術吏員に任命する		任期は平成15年 3 月31日までとする	
医療職 (一) 2 級を命ずる		主任主事を命ずる	
愛媛整肢療護園医長を命ずる		中央児童相談所勤務を命ずる	
	室 津 史 子		渡 部 悦 子
愛媛県公立学校教員に任命する		愛媛県事務吏員に任命する	
愛媛県立医療技術短期大学講師を命ずる		行政職 2 級を命ずる	
	久 保 光	主事を命ずる	
		総務部総務管理課勤務を命ずる	

愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 総務部行政私学課勤務を命ずる	山 本 啓 介	主事を命ずる 保健福祉部高齢者福祉課勤務を命ずる	阿 倍 麻 由 理
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 企画情報部交通対策課勤務を命ずる	谷 中 康 太	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 経済労働部商工流通課勤務を命ずる	井 上 恭 輔
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 企画情報部統計課勤務を命ずる	池 田 敏 治	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 農林水産部農政課勤務を命ずる	近 江 文 俊
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 県民環境部国際交流課勤務を命ずる	新 地 左 知 子	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 農林水産部農地整備課勤務を命ずる	渡 邊 一 志
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 県民環境部男女共同参画局参画推進課勤務を命ずる	中 井 智 子	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 農林水産部農産園芸課勤務を命ずる	中 田 教 夫
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 県民環境部環境局廃棄物対策課勤務を命ずる	森 原 眞 五	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 土木部土木管理課勤務を命ずる	萩 森 眞 浩
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部健康増進課勤務を命ずる	吉 田 直 史	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 土木部用地課勤務を命ずる	渡 部 直 輝
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部児童福祉課勤務を命ずる	徳 丸 淳 哉	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 土木部道路都市局都市計画課勤務を命ずる	藤 田 将 文
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部障害福祉課勤務を命ずる	増 田 大 城	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 土木部道路都市局建築住宅課勤務を命ずる	玉 井 洋 行
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部高齢者福祉課勤務を命ずる	篠 宮 美 紀	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 出納事務局会計課勤務を命ずる	山 本 千 晶
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる	薬師寺 真 弓	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	天 野 綾

愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	村井和彦	八幡浜地方局勤務を命ずる	柳原陽一
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	久米誠一郎	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	鈴木浩司
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	平野公一郎	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 社会福祉主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	和田大祐
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	脇水典正	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 社会福祉主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	中田博祥
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	加地祐介	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	松本友朗
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	山本裕美	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	相原和範
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	福増伸一	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	鈴木克章
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	梅木邦加	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	末廣祐之
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	一色大輔	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	柳原理佐
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	山崎光範	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 社会福祉主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	上田常裕
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる		愛媛県事務吏員に任命する	横山陽一

行政職 2 級を命ずる 社会福祉主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	松 田 浩 治	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 土木部河川港湾局河川課勤務を命ずる	兵 頭 伸 幸 宇都宮 雄 治
愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	亀 岡 幸 恵	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 土木部道路都市局道路建設課勤務を命ずる	岩 田 幸 三
愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 総務部税務課勤務を命ずる	平 井 雅 明	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	石 山 裕 一
愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 企画情報部統計課勤務を命ずる	渡 邊 光	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	酒 井 真 一
愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 企画情報部情報政策課勤務を命ずる	白 方 研 吾	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	松 野 壮 一 郎
愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 企画情報部統計課勤務を命ずる	米 田 祐 司	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	安 藤 友 浩
愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 経済労働部労政雇用課勤務を命ずる	問 谷 吉 徳	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	宇都宮 実
愛媛県事務吏員に任命する 行政職 1 級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	菅 政 範	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	石 城 龍 彦
愛媛県事務吏員に任命する 行政職 1 級を命ずる 主事を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	山 下 裕 美 子	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	久 保 勝 太
愛媛県事務吏員に任命する 行政職 1 級を命ずる 主事を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	高 田 有 里 子	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	福 田 貴 之
愛媛県事務吏員に任命する 行政職 1 級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる		愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる	

技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	内 田 友	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	入 江 剛 至
愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	中 村 大 樹	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	渡 部 美 佳
愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	正 岡 才 樹	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	篠 原 慶 一 郎
愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 土木部道路都市局建築住宅課勤務を命ずる	池 田 昌 司	愛媛県技術吏員に任命する 研究職 1 級を命ずる 研究員を命ずる 農業試験場勤務を命ずる	福 田 充
愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 土木部道路都市局建築住宅課勤務を命ずる	田 村 健 司	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	玉 井 敬 久
愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	平 山 義 治	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	内 田 和 仁
愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	伊 藤 亮	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	真 鍋 純 子
愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	井 上 猛	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	寺 岡 佳 史
愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	中 居 文 恵	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	松 本 智 江
愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	中 村 泰 士	愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	吉 岡 美 鈴
愛媛県技術吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	中 野 克 彦	愛媛県技術吏員に任命する 研究職 1 級を命ずる 研究員を命ずる	

畜産試験場勤務を命ずる

栢 井 和 恵

愛媛県技術吏員に任命する

研究職1級を命ずる

研究員を命ずる

畜産試験場勤務を命ずる

曾我部 洋

愛媛県技術吏員に任命する

行政職2級を命ずる

技師を命ずる

県民環境部環境局環境政策課勤務を命ずる

山 本 勝 也

愛媛県技術吏員に任命する

研究職1級を命ずる

研究員を命ずる

繊維産業試験場勤務を命ずる

吉 留 竜 仁

愛媛県技術吏員に任命する

研究職1級を命ずる

研究員を命ずる

衛生環境研究所勤務を命ずる

西 田 典 由

愛媛県技術吏員に任命する

研究職1級を命ずる

研究員を命ずる

工業技術センター勤務を命ずる

藤 盛 絢 子

愛媛県技術吏員に任命する

行政職2級を命ずる

技師を命ずる

今治高等技術専門校勤務を命ずる

村 見 奈々子

愛媛県技術吏員に任命する

行政職2級を命ずる

技師を命ずる

中央児童相談所勤務を命ずる

浜 田 真理子

愛媛県技術吏員に任命する

行政職2級を命ずる

技師を命ずる

中央児童相談所勤務を命ずる

森 本 裕 紀

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(二)2級を命ずる

技師を命ずる

宇和島地方局勤務を命ずる

伴 美 緒

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(二)1級を命ずる

技師を命ずる

今治地方局勤務を命ずる

高 橋 直 樹

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)1級を命ずる

技師を命ずる

松山地方局勤務を命ずる

山 本 哲

愛媛県技術吏員に任命する

研究職1級を命ずる

研究員を命ずる

畜産試験場勤務を命ずる

村 上 田江子

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(三)2級を命ずる

技師を命ずる

松山地方局勤務を命ずる

○公営企業任免辞令

平成14年3月31日定年退職

愛媛県技術吏員	藤 田 英 愛
同	浦 中 春 喜
同	西 内 賢 典
同	滝 野 啓
同	玉 木 芳 郎
同	須之内 幸 枝
同	原 真智子
同	三 川 由喜子
同	錦 戸 輝 子
同	中 井 蔦 枝
同	村 上 清

○公営企業任免辞令

3月31日

愛媛県技術吏員	山 下 清 治
同	山 本 はる子
同	丹 恭 子
同	高 木 直 美
同	一 色 信 恵
同	上 野 香 恵
同	佐 藤 暢 子
同	八百原 美奈子
同	別 府 里 江
同	植 田 美 保
同	佐々木 美 紀
同	石 川 智 子
同	川 本 鶴 重
同	三 浦 理 恵
同	古 川 美 鈴
同	宮 内 裕 子
同	前 田 由 美
同	津 田 泰 彦
同	小 谷 泰 教
同	桂 真 澄
同	佐 竹 加代子
同	大久保 由美子

同	保 利 陽 子	愛媛県技術吏員に任命する	
同	高 橋 眞有美	行政職 2 級を命ずる	
同	小 野 久 美	技師を命ずる	
同	松 並 優 子	(頭書) 勤務を命ずる (各通)	
同	近 松 優 子		甲 谷 孝 史
同	鈴 木 昌 美	愛媛県技術吏員に任命する	
同	小 川 千 里	医療職 (一) 3 級を命ずる	
同	石 村 静 子	県立今治病院外科部長を命ずる	
同	高 津 春 子		大 野 敬 三
同	加 地 利 子	愛媛県技術吏員に任命する	
同	杉 山 平 美	医療職 (一) 2 級を命ずる	
同	鈴 木 貴美代	県立中央病院内科医長を命ずる	
同	橋 詰 啓 子		井久保 丹
同	伊 藤 智 子	愛媛県技術吏員に任命する	
同	武 田 英 樹	医療職 (一) 2 級を命ずる	
同	坪 井 一 世	県立中央病院外科医長を命ずる	
同	石 田 早百合		山 下 恭
同	宮 崎 明 枝	愛媛県技術吏員に任命する	
同	大 戸 恭 子	医療職 (一) 2 級を命ずる	
同	濱 田 良 子	県立中央病院放射線科医長を命ずる	
同	水 野 恵		齋 藤 博 之
同	林 田 千 明		中 田 達 広
同	濱 邊 由 美	愛媛県技術吏員に任命する	
同	小 川 美 咲	医療職 (一) 2 級を命ずる	
同	山 木 令 子	県立中央病院心臓血管外科医長を命ずる (各通)	
同	上 川 恵理子		牛 越 賢治郎
同	久 慈 敏 信	愛媛県技術吏員に任命する	
同	吉 田 眞 通	医療職 (一) 2 級を命ずる	
同	成 見 佐恵子	県立今治病院産婦人科医長を命ずる	
同	片 桐 三千子		三 原 浩
同	首 藤 勝 子	愛媛県技術吏員に任命する	
同	石 川 やよひ	医療職 (一) 2 級を命ずる	
同	川 又 真由美	県立南宇和病院放射線科医長を命ずる	
願により本職を免ずる (各通)			山 田 卓 司
愛媛県技術吏員	牧 野 一 郎	愛媛県技術吏員に任命する	
同	大 塚 秀 樹	医療職 (一) 2 級を命ずる	
同	濱 名 由 佳	県立新居浜病院内科医長を命ずる	
同	長 堀 順 二	(県立今治病院)	山 元 英 資
願により本職を免ずる		(同)	根 布 昭 彦
退職手当は支給しない (愛媛県職員退職手当条例第14条)		(県立南宇和病院)	渡 邊 誠 治
(各通)		愛媛県技術吏員に任命する	
		医療職 (一) 1 級を命ずる	
		技師を命ずる	
		(頭書) 勤務を命ずる (各通)	
			渡 部 潤 一
赤 松 義 邦		愛媛県技術吏員に任命する	
愛媛県事務吏員に任命する		医療職 (二) 2 級を命ずる	
行政職 1 級を命ずる		技師を命ずる	
主事を命ずる		県立北宇和病院勤務を命ずる	
県立南宇和病院勤務を命ずる		(県立中央病院)	中須賀 章 子
(銅山川発電所)	伊 藤 邦 行	(同)	原 田 安 哉
(同)	渡 邊 大 介	(同)	片 山 由 希
(松山発電工水管理事務所)	中 田 重 男	(同)	山 本 唱 子
(同)	永 本 論	(同)	

○公営企業任免辞令

4月1日

愛媛県事務吏員に任命する
 行政職 1 級を命ずる
 主事を命ずる
 県立南宇和病院勤務を命ずる
 (銅山川発電所)
 (同)
 (松山発電工水管理事務所)
 (同)

赤 松 義 邦

 伊 藤 邦 行
 渡 邊 大 介
 中 田 重 男
 永 本 論

愛媛県技術吏員に任命する
 医療職 (二) 2 級を命ずる
 技師を命ずる
 県立北宇和病院勤務を命ずる
 (県立中央病院)
 (同)
 (同)
 (同)

(同)	小 川 明 子
(同)	石 川 亜 子
(同)	笹 本 愛
(同)	藤 井 美 加
(同)	松 原 沙 織
(同)	西 岡 香 奈
(同)	長 井 由 香 里
(同)	中 原 久 美
(同)	山 本 留 美
(同)	奥 田 聖 子
(同)	弘 原 瑞 恵
(県立今治病院)	清 水 亜 紀
(同)	宇 佐 美 陽 子
(同)	相 田 裕 美
(同)	岡 田 奈 都 子
(同)	越 智 ひ と み
(同)	藤 田 美 鈴
(県立伊予三島病院)	古 川 理 沙
(同)	藤 井 あ け み
(県立南宇和病院)	高 田 基 代
(同)	武 田 奈 央
(県立新居浜病院)	佃 尚 美
(同)	島 津 琴 美

愛媛県技術吏員に任命する
 医療職(三)2級を命ずる
 技師を命ずる
 (頭書)勤務を命ずる(各通)

